

# 大分県所在貿易企業における 取引契約上の留意点に関する時系列考察

—2013年アンケート結果の追加版—

吉田友之

## はしがき

筆者は、大分県に所在する貿易業者を対象として2001年に「トレード・タームズ (Trade Terms; 貿易定型取引条件) の使用実態」についてアンケート調査を実施した (以下、2001と称す)<sup>1)</sup>。この種の調査は一定の時間的間隔をおいて定点的観測を行うことで一層の説得力を有するようになると考え、つづいて2003年 (以下、2003と称す)<sup>2)</sup>、2013年 (以下、2013と称す)<sup>3)</sup>

- 
- 1) ①調査のテーマ:トレード・タームズ (貿易定型取引条件) に関するアンケート調査。②調査の実施期間: 2001年1月。③調査対象者: 日本貿易振興会 (現, 日本貿易振興機構) (ジェトロ) 大分貿易情報センター編, 大分県商工労働観光部協力『大分県貿易・海外進出企業名簿2000-2001』の「貿易関連企業」編に掲載の企業中, 貿易形態の項目で直接貿易ないし直接貿易・間接貿易併用との記載のある全業者。原則として, 県内に本社を置いていない企業については調査対象から除外した。④調査の実施方法: アンケート票, アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状, 返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し, 返送を依頼した (いわゆる郵送調査法)。アンケート票を郵送し, 返送を依頼した (1月)。⑤回答者数: アンケート調査票送付総数95件で回収数46件であった。そのうち有効回答数は44件で, 2件は「直接貿易は行ってない」の無効回答であった。したがって, 回収率は48.4% (46件÷95件), 有効回収率は46.3% (44件÷95件), 無効回答を除く実質有効回答率は47.3% (44件÷(95件-2件)) であった。
  - 2) ①調査のテーマ:トレード・タームズ (貿易定型取引条件) に関するアンケート調査。②調査の実施期間: 2003年6月。③調査対象者: 日本貿易振興会 (現, 日本貿易振興機構) (ジェトロ) 大分貿易情報センター編, 大分県商工労働観光部協力『大分県貿易・海外進出企業名簿2003 (改訂版)』2003年3月の「貿易関連企業」編に掲載の企業中, 貿易形態の項目で直接貿易ないし直接貿易・間接貿易併用との記載のある全業者。ただし, 県内に本社を置いていない企業については調査対象から除外した。④調査の実施方法: アンケート票, アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状, 返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し, 返送を依頼した (いわゆる郵送調査法)。アンケート調査票を郵送し, 返送を依頼した。回答がなかった先にはファクスまたはEメールにより再度の回答依頼を行った (6月中旬)。回答がなかった先にアンケート票を再送し, 電話で回答依頼を行った (8月)。⑤回答者数: アンケート調査票送付総数55件で回収数53件であった。そのうち有効回答数は37件で, 16件は「直接貿易は行ってない」, 「回答拒否」, 「白紙」, 「所在不明」などであった。したがって, 回収率は96.4% (53件÷55件), 有効回収率は67.3% (37件÷55件), 無効回答を除く実質有効回答率は94.9% (37件÷(55件-16件)) であった。
  - 3) ①調査のテーマ:トレード・タームズ (貿易定型取引条件) に関するアンケート調査。②調査の実施期

の三度にわたりアンケート調査を実施することとなった。三度にわたる同調査から所期の目的は達成できその成果を順次論文にまとめたが、副産物として業者の売買契約にかかわる現状のデータを入手することができた。このデータはとくに中小貿易企業に対して示唆に富む事項の証明ともなっていた。つまりそれは、貿易業者が貿易売買契約で取り決めるべき条件であると理論上いわれていることは、実際上どの程度まで盛り込まれているのかについてつまびらかにしていた。これらは、そのデータ内容からしてすでに発表した論文『大分県所在貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察—2013年アンケート調査より—』と分けて発表した方がよいと筆者が判断し、今般別に本稿をまとめあげている。

第1章では貿易業者は貿易取引上の必須条件として使用するトレード・タームズに対していかなる準拠規則を採用しているのか、第2章では貿易業者がトレード・タームズに対する準拠規則を取り決めていない場合の理由とその対処方法はどのようにしているのか、第3章では貿易売買契約書にどのような内容の紛争解決方法規定を行っているのか、第4章ではウィーン売買条約の理解度などについて、2013年のデータ分析を中心に、併せて2001および2003年のデータとの時系列的比較考究を行いたい。そして貿易売買契約書の中で詳細な事項まで売買両当事者間で合意しておくことが理論上最良であるといわれているが、これは実務上と乖離しているのか。乖離があるとすればどのような点であるのかを明らかにしたうえで、中小企業が貿易取引を行う際に契約上の留意点の変貌について言及したい。

## 第1章 利用トレード・タームズに準拠する規則

### 1 単純集計と分析

#### 1) アンケート結果の比較

「貴社が使用するトレード・タームズは何に準拠していますか」(1～2つ回答)について質問したところ<sup>4)</sup>、表1の回答を得た。

---

ㄨ 問：2013年4月。③調査対象者：一般社団法人大分貿易協会会員および同協会が把握している大分県に所在する貿易企業を調査対象とした。同協会より宛先を印刷されたラベルシートの提供を受けた。④調査の実施方法：アンケート票、アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状、返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し、返送を依頼した(いわゆる郵送調査法)。アンケート調査票などを郵送し、返送を依頼した(4月中旬)。⑤回答者数：アンケート調査票送付総数144件で回収数51件であった。そのうち有効回収数は42件で、9件は「間接貿易」、「貿易実績なし」であった。したがって、回収率は35.4%(51件÷144件)、有効回収率は29.2%(42件÷144件)、無効回答を除く実質有効回答率は31.1%(42件÷(144件-9件))であった。

4) 以下、本論中で傍点を付けているカッコ内の文はアンケート票の質問文である。

表1 トレード・タームズの準拠規則〔左段：回答者ベース〕<sup>5)</sup>〔右段：回答数ベース〕<sup>6)</sup>（単位％）

	2001年 〔44件〕 (44件)	2003年 〔37件〕 (37件)	2013年 〔33件〕 (36件)
インコタームズ2010年版	選択肢なし <sup>7)</sup>	選択肢なし <sup>8)</sup>	3件 〔9.1〕 (8.3)
インコタームズ2000年版	0件 〔0.0〕 (0.0)	3件 〔8.1〕 (8.1)	3件 〔9.1〕 (8.3)
インコタームズ1990年版	5件 〔11.4〕 (11.4)	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)
インコタームズ1980年版	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)	選択肢なし <sup>9)</sup>
インコタームズ (何年版かは明示しない)	10件 〔22.7〕 (22.7)	6件 〔16.2〕 (16.2)	4件 〔12.1〕 (11.1)
1941年改正米国貿易定義	0件 〔0.0〕 (0.0)	1件 〔2.7〕 (2.7)	0件 〔0.0〕 (0.0)
同業者団体が規定した規則	2件 〔4.5〕 (4.5)	1件 〔2.7〕 (2.7)	2件 〔6.1〕 (5.6)
社内で独自に作成した規則	6件 〔13.6〕 (13.6)	5件 〔13.5〕 (13.5)	5件 〔15.2〕 (13.9)
どの規則にも準拠していない	19件 〔43.2〕 (43.2)	19件 〔51.4〕 (51.4)	16件 〔48.5〕 (44.5)
その他	2件 〔4.5〕 (4.5)	2件 〔5.4〕 (5.4)	3件 〔9.1〕 (8.3)

## 2) 結果の実態比較

回答者ベースでは以下ようになっていた。

2001では、「どの規則にも準拠していない」は2.3社に1社と最も高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は4.4社に1社、「社内で独自に作成した規則」は7.3社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ1990年版」は8.8社に1社、「同業者団体が規定した規則」、「その他」はともに22.2社に1社とつづいていた。

2003では、「どの規則にも準拠していない」は1.9社に1社と最も高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は6.2社に1社、「社内で独自に作成した規則」は7.4社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したイ

5) 回答頻度を示す（回答者が選択回答した割合）。

6) 回答比率を示す（全回答数からみて選択回答の占める割合）。

7) 2001年の調査当時には、2010年版インコタームズの刊行前であり、本問の選択肢に「インコタームズ2010年版」は入れなかった。

8) 2003年の調査当時には、2010年版インコタームズの刊行前であり、本問の選択肢に「インコタームズ2010年版」は入れなかった。

9) 2013年の調査当時には、1980年版インコタームズは本問の選択肢には入れなかった。



2003では、「貿易形態」と「使用するトレード・タームズの準拠規則」のクロス集計（回答数ベース）は表3の結果であった。

表3

	上段：件 下段：%	合計	使用タームズの準拠規則								
			インコ タームズ 2000年版	インコ タームズ 1990年版	インコ タームズ 1980年版	インコ タームズ (何年版 は不明示)	1941年 改正米国 貿易定義	同業者 団体規定 の規則	社内で独 自に作成 した規則	どの規則 にも準拠 していな い	その他
全体	37 100.0	3 8.1	0 0.0	0 0.0	6 16.2	1 2.7	1 2.7	5 13.5	19 51.4	2 5.4	
貿易 形態	輸出業と輸入業	12 100.0	1 8.3	0 0.0	0 0.0	3 25.0	0 0.0	0 0.0	2 16.7	5 41.7	1 8.3
	輸出業のみ	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	4 80.0	0 0.0
	輸入業のみ	20 100.0	2 10.0	0 0.0	0 0.0	3 15.0	1 5.0	1 5.0	2 10.0	10 50.0	1 5.0
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

2013では、「貿易形態」と「使用するトレード・タームズの準拠規則」のクロス集計（回答数ベース）は表4の結果であった。

表4

	上段：件 下段：%	合計	使用タームズの準拠規則								
			インコ タームズ 2000年版	インコ タームズ 1990年版	インコ タームズ 1980年版	インコ タームズ (何年版 は不明示)	1941年 改正米国 貿易定義	同業者 団体規定 の規則	社内で独 自に作成 した規則	どの規則 にも準拠 していな い	その他
全体	36 100.0	3 8.3	3 8.3	0 0.0	4 11.1	0 0.0	2 5.6	5 13.9	16 44.5	3 8.3	
貿易 形態	輸出業と輸入業	7 100.0	1 14.3	1 14.3	0 0.0	2 28.5	0 0.0	1 14.3	1 14.3	1 14.3	0 0.0
	輸出業のみ	7 100.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 28.6	3 42.8	1 14.3	
	輸入業のみ	22 100.0	1 4.5	2 9.1	0 0.0	2 9.1	0 0.0	1 4.5	2 9.1	12 54.6	2 9.1
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

## 2) 結果の実態比較

貿易形態によってトレード・タームズの準拠規則ごとに特徴があるかないかが分かる。

2001では、表2のように<sup>10)</sup>、「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ1990年版」<sup>11)</sup>は、「輸出入業」, 「輸入業」の順となっており, 「輸出入業」は「輸入業」と比べて高い選択傾向がみられた。「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は、「輸出入業」, 「輸入業」の順となっており, 「輸出入業」は「輸入業」と比べてかなり高い

10) 注9を参照。

11) 以下、本論中で下線を付けているカッコ内の文は、クロス集計表中の「使用タームズに対する各種の準拠規則」部分を判別しやすくするためである。

選択傾向がみられた。「同業者団体が規定した規則」は、「輸出入業」、「輸入業」がほぼ同比率であり、「輸出入業」、「輸入業」がほぼ同じ選択傾向となっていた。「社内で独自に作成した規則」は、「輸出業」、「輸入業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸出入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「輸出業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向、「輸入業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「どの規則にも準拠していない」は、「輸出業」、「輸入業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸出業」は「輸入業」と比べて非常に高い選択傾向、「輸入業」は「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。

2003では、表3のように、「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」は、「輸入業」、「輸出入業」がほぼ同比率であり、「輸入業」、「輸出入業」がほぼ同じ選択傾向となっていた。「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて高い選択傾向がみられた。「社内で独自に作成した規則」は、「輸出業」、「輸出入業」がほぼ同率で、つづいて「輸入業」の順となっていた。「輸出業」、「輸出入業」がほぼ同じ選択傾向、「輸出業」は「輸入業」と比べて高い選択傾向、「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「どの規則にも準拠していない」は、「輸出業」、「輸入業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸出業」は「輸入業」と比べて極めて高い選択傾向、「輸入業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。

2013では、表4のように、「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2010年版」は、「輸出入業」、「輸出業」がほぼ同率で、つづいて「輸入業」の順となっていた。「輸出入業」、「輸出業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」は、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「同業者団体が規定した規則」は、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「社内で独自に作成した規則」は、「輸出業」、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「輸出業」は「輸出入業」と比べて高い選択傾向、「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「どの規則にも準拠していない」は、「輸入業」、「輸出業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸入業」は「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出業」と比べて高い選択傾向、「輸出業」は「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。

時系列的には、「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は、各年ともに「輸出入業」は「輸入業」と比べて高い選択傾向のまま推移していた。「社



内で独自に作成した規則」は、各年ともに「輸出業」の選択傾向は1位で推移していた。「どの規則にも準拠していない」は、2001、2003年には、「輸出業」は最も高い選択傾向、2013年には2位と下降傾向を示していた。

## 第2章 利用トレード・タームズに対する規則の非準拠理由

### 1 単純集計と分析

#### 1) アンケート結果の比較

「(どの規則にも準拠していない方は回答ください) どの規則にも準拠していない理由は何ですか」(2～3つ回答)について質問したところ、表5の回答を得た。

表5 どの規則にも非準拠の理由(非準拠者のみ) [左段: 回答者ベース] (右段: 回答数ベース) (単位%)

	2001年 〔19件〕 (36件)	2003年 〔19件〕 (41件)	2013年 〔16件〕 (34件)
特に問題が生じたことがないから	11件 〔57.9〕 (30.6)	17件 〔89.5〕 (41.3)	11件 〔68.8〕 (32.4)
それが長年のやり方であるから	4件 〔21.1〕 (11.1)	9件 〔47.4〕 (22.0)	9件 〔56.3〕 (26.5)
相手方からの要求がないから	4件 〔21.1〕 (11.1)	4件 〔21.1〕 (9.8)	1件 〔6.3〕 (2.9)
相手方に準拠規則の採用を説明するのが面倒であるから	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)
どんな規則があるのか知らないから	9件 〔47.4〕 (25.0)	7件 〔36.8〕 (17.1)	7件 〔43.8〕 (20.6)
どの規則が適切であるか分からないから	7件 〔36.8〕 (19.4)	4件 〔21.1〕 (9.8)	6件 〔37.5〕 (17.6)
その他	1件 〔5.3〕 (2.8)	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)

#### 2) 結果の実態比較

回答者ベースでは以下ようになっていた。

2001では、「特に問題が生じたことがないから」は1.7社に1社、「どんな規則があるのか知らないから」は2.1社に1社、「どの規則が適切であるか分からないから」は2.7社に1社の回答頻度となり、かなり高い回答頻度であった。つぎに「それが長年のやり方であるから」、「相手方からの要求がないから」はともに4.7社に1社の回答頻度でつづいていた。

2003では、「特に問題が生じたことがないから」は1.1社に1社、「それが長年のやり方であるから」は2.1社に1社、「どんな規則があるのか知らないから」は2.7社に1社の回答頻度となり、かなり高い回答頻度であった。つぎに「相手方からの要求がないから」、「どの規則が適切であるか分からないから」はともに4.7社に1社の回答頻度でつづいていた。

2013では、「特に問題が生じたことがないから」は1.4社に1社、「それが長年のやり方であるから」は1.8社に1社、「どんな規則があるのか知らないから」は2.3社に1社、「どの規則が適切であるか分からないから」は2.6社に1社の回答頻度となり、かなり高い回答頻度であった。つぎに「相手方からの要求がないから」は16.0社に1社の回答頻度でつづいていた。

時系列的には、「特に問題が生じたことがないから」は、各年ともに1.1~1.7社に1社のほぼ同じく最も高い回答頻度で推移していた。「それが長年のやり方であるから」は、2001では4.7社に1社の4位の低い回答頻度であったが、2003、2013では1.8~2.1社に1社の2位の高い回答頻度で推移していた。「どんな規則があるのか知らないから」は、各年ともに2.1~2.7社に1社の2~3位の回答頻度で推移していた。「どの規則が適切であるか分からないから」は、2.6~4.7社に1社の3~5位の回答頻度で推移していた。「相手方からの要求がないから」は、4.7~16.0社に1社の4~5位の低い回答頻度で推移していた。

回答数ベースでは以下のようにになっていた。

2001では、「特に問題が生じたことがないから」は約3割を占め、以下「どんな規則があるのか知らないから」は2割5分、「どの規則が適切であるか分からないから」は約2割、「それが長年のやり方であるから」、「相手方からの要求がないから」はともに1割強の順となっていた。

2003では、「特に問題が生じたことがないから」は4割強を占め、以下「それが長年のやり方であるから」は2割強、「どんな規則があるのか知らないから」は2割弱、「相手方からの要求がないから」、「どの規則が適切であるか分からないから」はともに約1割の順となっていた。

2013では、「特に問題が生じたことがないから」は3割強を占め、以下「それが長年のやり方であるから」は3割弱、「どんな規則があるのか知らないから」は約2割、「どの規則が適切であるか分からないから」は2割弱、「相手方からの要求がないから」は約3分の順となっていた。

時系列的には、「特に問題が生じたことがないから」は、各年ともに3割から4割強の回答比率で推移していた。「それが長年のやり方であるから」は、2001の1割強、2003の2割強、2013の3割弱と回答比率は漸増傾向であった。「どんな規則があるのか知らないから」は、2003の2割弱を除いて、2001、2013ともに2割から2割5分の回答比率で推移していた。「どの規則が適切であるか分からないから」は、2003の約1割を除いて、2001、2013ともに2割弱から約2割の回答比率で推移していた。「相手方からの要求がないから」は、2001の1割強、2003の約1割、2013の3分と回答比率は漸減傾向であった。

## 2 クロス集計と分析

### 1) アンケート結果の比較

2001では、「貿易形態」と「どの規則にも非準拠理由」のクロス集計（回答数ベース）は表





## 2) 結果の実態比較

貿易形態によってどの規則にも準拠しない理由に特徴があるかないかが分かる<sup>12)</sup>。

2001では、表6のように、「特に問題が生じたことがないから」は、「輸出入業」、つづいて「輸出入業」、「輸出業」がほぼ同比率であった。「輸出入業」は、「輸入業」、「輸出業」と比べて非常に高い選択傾向、「輸入業」、「輸出業」はほぼ同じ選択傾向がみられた。「それが長年のやり方であるから」は、「輸出入業」、「輸入業」の順となっており、「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「どんな規則があるのか知らないから」は、「輸出入業」、つづいて「輸出業」、「輸入業」がほぼ同比率であった。「輸出入業」は、「輸入業」と比べて高い選択傾向、「輸出業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「輸出業」、「輸入業」はほぼ同じ選択傾向となっていた。「どの規則が適切であるか分からないから」は、「輸出業」、「輸入業」がほぼ同比率であり、「輸出業」、「輸入業」がほぼ同じ選択傾向となっていた。

2003では、表7のように、「特に問題が生じたことがないから」は、「輸入業」、「輸出入業」、「輸出業」がほぼ同比率であり、「輸入業」、「輸出入業」、「輸出業」がほぼ同じ選択傾向となっていた。「それが長年のやり方であるから」は、「輸入業」、「輸出入業」、「輸出業」がほぼ同比率であり、「輸入業」、「輸出入業」、「輸出業」がほぼ同じ選択傾向となっていた。「相手方からの要求がないから」は、「輸出入業」、「輸出業」、「輸入業」がほぼ同比率であり、「輸出入業」、「輸出業」、「輸入業」がほぼ同じ選択傾向となっていた。「どんな規則があるのか知らないから」は、「輸出業」、つづいて「輸入業」、「輸出入業」がほぼ同比率であった。「輸出業」は、「輸出入業」と比べて非常に高い選択傾向、「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「輸入業」、「輸出入業」がほぼ同じ選択傾向となっていた。「どの規則が適切であるか分からないから」は、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて高い選択傾向がみられた。

2013では、表8のように、「特に問題が生じたことがないから」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸出業」、「輸入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「それが長年のやり方であるから」は、「輸入業」、「輸出業」の順となっており、「輸入業」は「輸出業」と比べて高い選択傾向がみられた。「どんな規則があるのか知らないから」は、「輸出業」、「輸入業」の順となっており、「輸出業」は「輸入業」と比べて高い選択傾向がみられた。「どの規則が適切であるか分からないから」は、「輸入業」、「輸出業」がほぼ同比率であり、「輸入業」、「輸出業」がほぼ同じ選択傾向となっていた。

時系列的には、「特に問題が生じたことがないから」は、「輸出業」では高下して推移していたが、「輸出入業」では高い選択傾向が維持されていた。「どんな規則があるのか知らないから」

12) 2001における「輸出業」および2013における「輸出入業」の件数は少なくこれにかかわる部分は参考程度にあげた。

は、「輸出入業」では高下して推移していたが、「輸出業」では安定して比較的高い選択傾向が維持されていた。「輸入業」では安定して比較的低い選択傾向が維持されていた。

### 第3章 紛争解決方法規定の有無

#### 1 単純集計と分析

##### 1) アンケート結果の比較

「貴社が使用する貿易売買契約書の中に紛争解決方法についての規定はありますか」について質問したところ、表9の回答を得た。

表9 紛争解決方法規定の有無（回答数ベース）

（単位%）

	2001年 (35件)	2003年 (31件)	2013年 (40件)
ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定	9件 (25.7)	8件 (25.8)	5件 (12.5)
ある…同業者団体の仲介による紛争解決規定	0件 (0.0)	0件 (0.0)	0件 (0.0)
ある…商事仲裁による紛争解決規定	0件 (0.0)	0件 (0.0)	1件 (2.5)
ある…訴訟による紛争解決規定	1件 (2.9)	2件 (6.5)	0件 (0.0)
ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため	16件 (45.6)	14件 (45.1)	20件 (50.0)
ない…貿易売買契約書自体を作成していない	8件 (22.9)	7件 (22.3)	14件 (35.0)
その他	1件 (2.9)	0件 (0.0)	0件 (0.0)

##### 2) 結果の実態比較

2001では、「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」は4割5分強、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は2割5分強、「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は2割強、「ある…訴訟による紛争解決規定」は約3分を占めていた。

2003では、「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」は約4割5分、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は2割5分強、「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は2割強、「ある…訴訟による紛争解決規定」は約7分を占めていた。

2013では、「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」は5割、「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は3割5分、「ある



2013では、「貿易形態」と「紛争解決方法の規定の有無」のクロス集計（回答数ベース）は表12の結果であった。

表12

	上段：件 下段：%	合計	紛争解決方法の規定の有無						
			ある、当事者の話し合い	ある、同業者団体仲介	ある、商事仲裁	ある、訴訟	ない、話し合うことの暗黙の了解	ない、契約書自体を作成していない	その他
全体		40 100.0	5 12.5	0 0.0	1 2.5	0 0.0	20 50.0	14 35.0	0 0.0
貿易形態	輸出業と輸入業	7 100.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	3 42.8	3 42.9	0 0.0
	輸出業のみ	9 100.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 44.5	4 44.4	0 0.0
	輸入業のみ	24 100.0	4 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	13 54.1	7 29.2	0 0.0
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

## 2) 結果の実態比較

貿易形態によって紛争解決方法に特徴があるかないかが分かる<sup>13)</sup>。

2001では、表10のように、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、「輸出入業」、「輸出業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸入業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸出業」と比べて若干高い選択傾向、「輸出業」は「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸出業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向、「輸入業」は「輸出業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は、「輸出業」、「輸入業」がほぼ同じ比率であり、「輸出業」、「輸入業」がほぼ同じ選択傾向となっていた。

2003では、表11のように、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、「輸出業」、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸出業」は「輸出入業」と比べて非常に高い選択傾向、「輸出入業」は「輸入業」と比べて高い選択傾向がみられた。「ある…訴訟による紛争解決規定」は「輸出入業」、「輸入業」がほぼ同比率であり、「輸出入業」、「輸入業」がほぼ同じ選択傾向となっていた。「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、「輸入業」、「輸出入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸入業」は「輸出業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出入業」と比べ

13) 2001, 2003の「輸出業」の件数は少なくこれにかかわる部分は参考程度にあげた。

て高い選択傾向、「輸出入業」は「輸出業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は、「輸出業」、「輸入業」がほぼ同じ比率、つづいて「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向、「輸入業」は「輸出入業」とほぼ同じ選択傾向がみられた。

2013では、表12のように、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸入業」は「輸出業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、「輸入業」、つづいて「輸出業」、「輸出入業」がほぼ同比率であった。「輸入業」は「輸出入業」と比べて高い選択傾向、「輸出業」は「輸出業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は、「輸出業」、「輸出入業」がほぼ同じ比率、つづいて「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向、「輸出入業」は「輸入業」と比べて高い選択傾向がみられた。

時系列的には、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、各年により「輸出入業」、「輸出業」、「輸入業」で入れ替わりの上下動があり、必ずしも同じ選択傾向で推移していなかった。「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、各年により「輸出入業」、「輸入業」で入れ替わりの上下動があり、必ずしも同じ選択傾向で推移していなかった。しかし、各年ともに「輸出業」では比較的低い選択傾向がみられた。「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は、各年ともに「輸出業」ではほぼ同じく高い選択傾向で推移していた。「輸入業」では2001から2003には「輸出業」とほぼ同じ選択傾向で推移していた。「輸出入業」では2003から2013には上昇傾向となっていた。

## 第4章 ウィーン売買条約の理解度

### 1 単純集計と分析

#### 1) アンケート結果<sup>14)</sup>

「貴社は『ウィーン売買条約』または『CISG』の内容を知っていますか」について質問したところ、表13の回答を得た。

表13 ウィーン売買条約 (CISG) の理解度 (回答数ベース)

(単位%)

	全く知らない	ほとんど知らない	あまり知らない	大体は知っている	少しは知っている	その他
2013年(40件)	25件 (62.5)	8件 (20.0)	7件 (17.5)	0件 (0.0)	0件 (0.0)	0件 (0.0)

14) 2013年調査で初めて質問項目とした。



## 2) 結果の分析

ウィーン売買条約（CISG）は2015年12月26日現在83カ国が加盟し、わが国も2009年8月から効力が生じている。それにより輸出国、輸入国がともに同条約の加盟国で、輸出入業者がそれぞれ自国に営業所をもつ場合には、契約上規定されていない部分については輸出入国の法律に優先して同条約がその規定する範囲内で適用される。したがって、わが国の貿易業者は実務上同条約内容を熟知しておく必要がある。

「全く知らない」は約6割3分、「ほとんど知らない」は2割、「あまり知らない」は2割弱でいわゆる「知らない」と回答した者は計10割を占め、いわゆる「知っている」と回答した者はゼロであった。わが国において同条約が有効となってから4年数カ月が経過した時点での調査であることを考えると驚がく的な結果といわざるを得ない。

## 2 クロス集計と分析

### 1) アンケート結果

2013では、「貿易形態」と「ウィーン売買条約の理解度」のクロス集計（回答数ベース）は表14の結果であった。

表14

	上段：件 下段：%	合計	ウィーン売買条約の理解度					その他
			大体は 知っている	少しは 知っている	あまり 知らない	ほとんど 知らない	全く 知らない	
全体		40 100.0	0 0.0	0 0.0	7 17.5	8 20.0	25 62.5	0 0.0
貿易 形態	輸出入業	7 100.0	0 0.0	0 0.0	4 57.1	1 14.3	2 28.6	0 0.0
	輸出入業のみ	9 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 22.2	7 77.8	0 0.0
	輸入業のみ	24 100.0	0 0.0	0 0.0	3 12.5	5 20.8	16 66.7	0 0.0
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

## 2) 結果の分析

貿易形態によってウィーン売買条約の理解度に特徴があるかないかが分かる。

「あまり知らない」は、「輸出入業」、「輸入業」の順となっており、「輸出入業」は「輸入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「ほとんど知らない」は、「輸出入業」、「輸入業」がほぼ同比率、つづいて「輸出入業」の順となっていた。「輸出入業」、「輸入業」はほぼ同じ選択傾向であり、「輸出入業」、「輸入業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「全く知らない」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて高い選択傾向、「輸

入業」は「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。

## 結びにかえて

以上のように本稿では、2001とほぼ同じ質問項目について行った2003、2013のデータをもとに、各調査年での、第1章使用するトレード・タームズに対する準拠規則、第2章トレード・タームズの準拠規則を非準拠の理由、第3章紛争解決方法の規定の有無とその内容、第4章ウィーン売買条約の理解度などの実態を把握し、併せて2001から2013にかけてそれらの実態に変化の兆しが生じてきたのかどうかについて考察してきた。とくに本稿では2013を新たに追加することで一層高度な考察が可能となった。この結果、貿易業者は今後の取引においてとくに以下の諸点に留意を払うべきである。

### I トレード・タームズを使用するうえでの留意点

売買当事者が貿易取引でトレード・タームズを使用する場合、両当事者は、使用したトレード・タームズの解釈上の不一致から生じる取引上の紛争に留意すべきである。その紛争を防止するために両当事者は、使用したトレード・タームズについて売主および買主の義務を遺漏なく取り決めておく必要がある。このため、両当事者は、この取り決めを行える専門的な知識が不可欠であることはいまでもなく、さらに時間やコストをかけて協議しなければならない。しかし、こうした作業は両当事者にとって大変やっかいなものであり、先人は、トレード・タームズについての統一的解釈規則を策定し、両当事者がその規則を援用し、共通の規則を遵守することで無用の混乱を避けようとしてきた。

「どの規則にも準拠していない」は、高い回答頻度（1.9～2.3社に1社）のままで推移していた。この選択傾向は、愛媛地域とも酷似している<sup>15)</sup>。「どの規則にも準拠していない」を選択した業者は、知ってか知らずか一つ間違えれば大変な紛争が生じる恐れを内包しながら取引を行っていることになる。このような当事者は現在の自社の取引を十分に理解したうえで適切な措置を講じるべきである。

「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は、2～3位（4.4～8.3社に1社）で推移しており、一応準拠規則を表示しているという点では、「どの規則にも準拠していない」場合に比べて勝ると考えられる。しかし、インコタームズは任意規則であり最新版を自動的に援用するようにはならず、ひいては両当事者間でインコタームズの何年版かの特定に相違が生じる恐れがあり、当事者はこの点についても留意が必要である。こ

15) 吉田友之「愛媛県所在貿易企業における取引契約上の留意点に関する時系列考察—2013年アンケート結果の追加版—」『関西大学商学論集』関西大学商学会、第60巻1号、2015年6月、54～5頁。

の選択傾向についても愛媛地域と類似している<sup>16)</sup>。

調査時に最新のインコタームズへの準拠頻度についてみると、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ1990年版」は、2001ではその改訂後丸11年が経過したにもかかわらず低い回答頻度（8.8社に1社）であった。「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は、2003ではその改訂後丸2年の経過であり低い回答頻度（12.3社に1社）であった。「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は、2013では、その改訂後丸10数年が経過したにもかかわらず低い回答頻度（11.0社に1社）であった。通常、改訂後年月の経過とともに規則を準拠する者の増加が見込めるが、2001の「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ1990年版」、および2013の「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」では必ずしもそうになっていない。

2013では「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は、その改訂後丸2年が経過しているが低い回答頻度（11.0社に1社）であった。この選択傾向は、愛媛地域と類似しておらず<sup>17)</sup>、低い回答頻度となっていた。

「社内で独自に作成した規則」は、2～3位となっており、この選択傾向は愛媛地域とほぼ類似していた<sup>18)</sup>。本調査からは、どのような内容の規則を社内で規定したのかまでは具体的に把握できないが、この種の規定を完璧に作成するには専門的知識と経験が必要となるため、既存の規定を準拠規則とする方が売買当事者にとっては手間や暇を省けメリットが多いといえる。

## Ⅱ トレード・タームズの準拠規則を取り決めていない場合の留意点

上記Ⅰで「どの規則にも準拠していない」と回答した者からその理由を明らかにした。

「特に問題が生じたことがないから」は、高い回答頻度（1.1～1.7社に1社）のままで推移していた。「それが長年のやり方であるから」は、2001では低い回答頻度（4.7社に1社）であったが、2003から上昇傾向に転じ（2.1社に1社）、2013でも高い回答頻度（1.8社に1社）で推移していた。「どんな規則があるのか知らないから」は、2～3位の回答頻度（2.1～2.7社に1社）で推移していた。「どの規則が適切であるか分からないから」は、3～5位の回答頻度（2.6～4.7社に1社）で推移していた。「相手方からの要求がないから」は、4～5位の低い回答頻度（4.7～16.0社に1社）で推移していた。

当事者がトレード・タームズの準拠規則を取り決めていないおもな理由は、長年トレード・タームズに対する解釈規則に準拠していなくとも、それでとくに問題が生じたことがないからである。一方、どんな規則があるのか知らない当事者も多く存在していた。またどの規則が適

16) 同上。

17) 同上。

18) 同上。

切であるのか分からない当事者も存在していた。トレード・タームズの準拠規則に対する無知から準拠規則を規定していないが、その結果問題が生じないから準拠規則について研修していない状況があるように推測できた。

この選択傾向は、愛媛地域が「当事者がトレード・タームズの準拠規則を取り決めていないのは、決してトレード・タームズの解釈規則について無知でどの規則が適切であるか分からないからではなく、むしろ長年トレード・タームズに対する解釈規則に準拠していても、それでとくに問題が生じたことがなく、相手方から解釈規則の準拠を求められないから、現行においてもそれに非準拠のままである」<sup>19)</sup>のと相違していた。

当事者は現行の状況である限りいつ商事紛争が生じてもおかしくはない。それは当事者が長年同じ業者との間で取引関係がありとくに何のトラブルもない場合であってさえである。当事者は万が一のことを考慮して自己研鑽が必要となろう。

### Ⅲ 商事紛争処理対策における留意点

当事者が契約書で紛争解決方法を規定していない場合、「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、各年ともに高い回答比率(約4割5分～5割)で推移していた。「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は、各年ともに2～3位の回答比率(2割強～3割5分)で推移していた。これらは紛争解決方法として気休め程度に過ぎずまったく実効性のない方法である。とくに契約書自体を作成していないのは貿易業者として論外の行いであるといわざるを得ない。

当事者がそれで紛争解決方法を規定している場合、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、各年ともに2～3位の回答比率(約1割3分～2割5分強)で推移していた。当事者は、紛争発生時にはその解決に向けて努力することは当然であり、その当然ともいえることを紛争解決方法として規定したところで具体的な解決方法でなければ実効性に乏しい規定であるといわざるを得ない。「ある…商事仲裁による紛争解決規定」は、実務上最も現実的で適切な解決策とされている。しかし、紛争解決方法としてこの方法を契約書に規定した当事者は2013でのみ約3分の回答比率であった。もちろんこの解決策を規定した場合であっても、それで十分な解決が図れるわけではない。実際には仲裁機関名、仲裁規則を指定しそこから下された裁定が売買両当事者に対してどのような効果をもたらすのかなどについて詳細に規定する必要がある。そのような手当を行った当事者の割合はさらに低くなると推測できる。

この選択傾向は、愛媛地域と比べて、「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」の回答比率が高くなり、「ある…商事仲裁による紛争解決規定」の回答比率は低くなっていた。

---

19) 同上, 72頁。

#### Ⅳ ウィーン売買条約における留意点

すべての当事者は、ウィーン売買条約をいわゆる「知らない」と回答していた。筆者は同条約の理解度の低さについては推測していたものの、わが国でも同条約が有効となって4年数カ月が経過した時点での調査であることを勘案すると、当事者は、自己にとって極めて危うい状況下で貿易取引を行っていることが明らかとなった。この傾向は愛媛地域と類似している<sup>20)</sup>。当事者は、同条約に準拠したくないならそれも可能ではあるが、それを含めてまず最低限の同条約についての知識を得る努力が必要である。

貿易当事者は、実務上の貿易取引では相手方とのかけひきがあり交渉事となるため、理論的に適正な取り決めが必ずしもできるとは限らない。結果として問題を残したままで契約書を作成することになるかもしれない。しかし、当事者にとっては当該取引で用いた契約書の中に問題があることを自覚して取引を行ったのか自覚なしにそれを行ったのが重要な意味をもつ<sup>21)</sup>。前者の場合には、それによって生じるかもしれない紛争を予期し、その対応策についての準備をすることができよう。さらにその後の貿易取引では生じるかもしれない問題を少しでも解消できる方向に本稿を参考として契約内容を改善することができる。一方、後者の場合には、貿易取引を円滑に遂行するうえで必要となる基礎的知識をまず理解し問題点を自覚できるようにすべきであろう。

以上、本稿で指摘した諸点が、貿易当事者にとって紛争防止のための一助となれば幸いである。

以 上

〔本稿の一部は、平成27年度関西大学教育研究高度化促進費において、課題「関西圏の交通社会資本（空港・港湾）と地域経済発展」として促進費を受け、その成果を公表するものである。〕

アンケート調査にご回答頂いた大分県内の各企業に対して深謝いたします。また分析内容の文責は一切筆者にあることを申し添えます。

---

20) 同上, 73～4頁。

21) 厳密にはもっと詳細な取り決め内容を要するがここではアンケート調査に関する部分の概括的な指摘にとどめた。貿易業者は各地で開催されている貿易実務セミナーなどを利用し貿易取引や貿易契約に関する理解を深めるのも一策であろう。